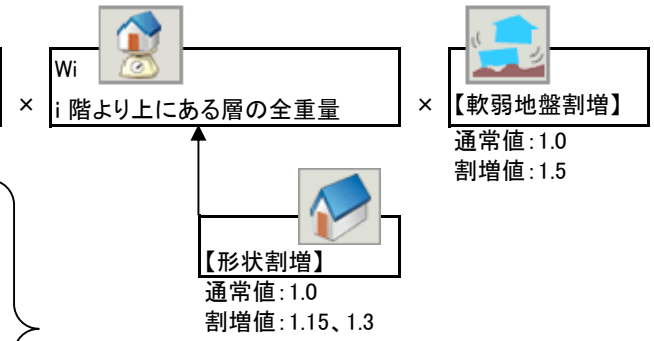
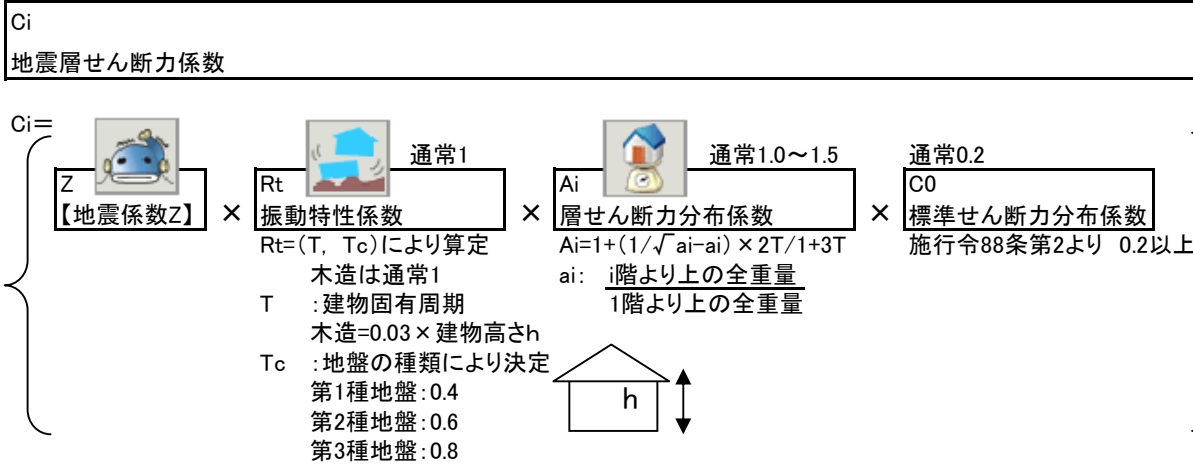


【必要耐力】

(1) 建築基準法施行令88条の2に準じて求める方法

(「地震力」を必要耐力 Q_r とする方法)

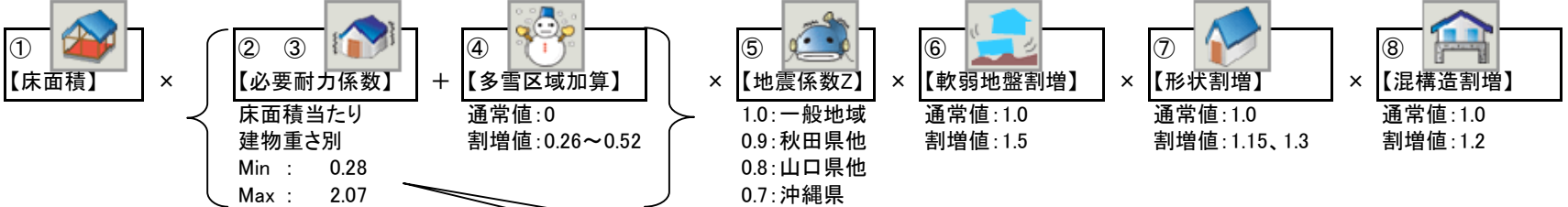
【必要耐力】= Q_r



(2) 略算による必要耐力表を用いる方法

(一般診断における、精算法に同じ)

【必要耐力】= Q_r

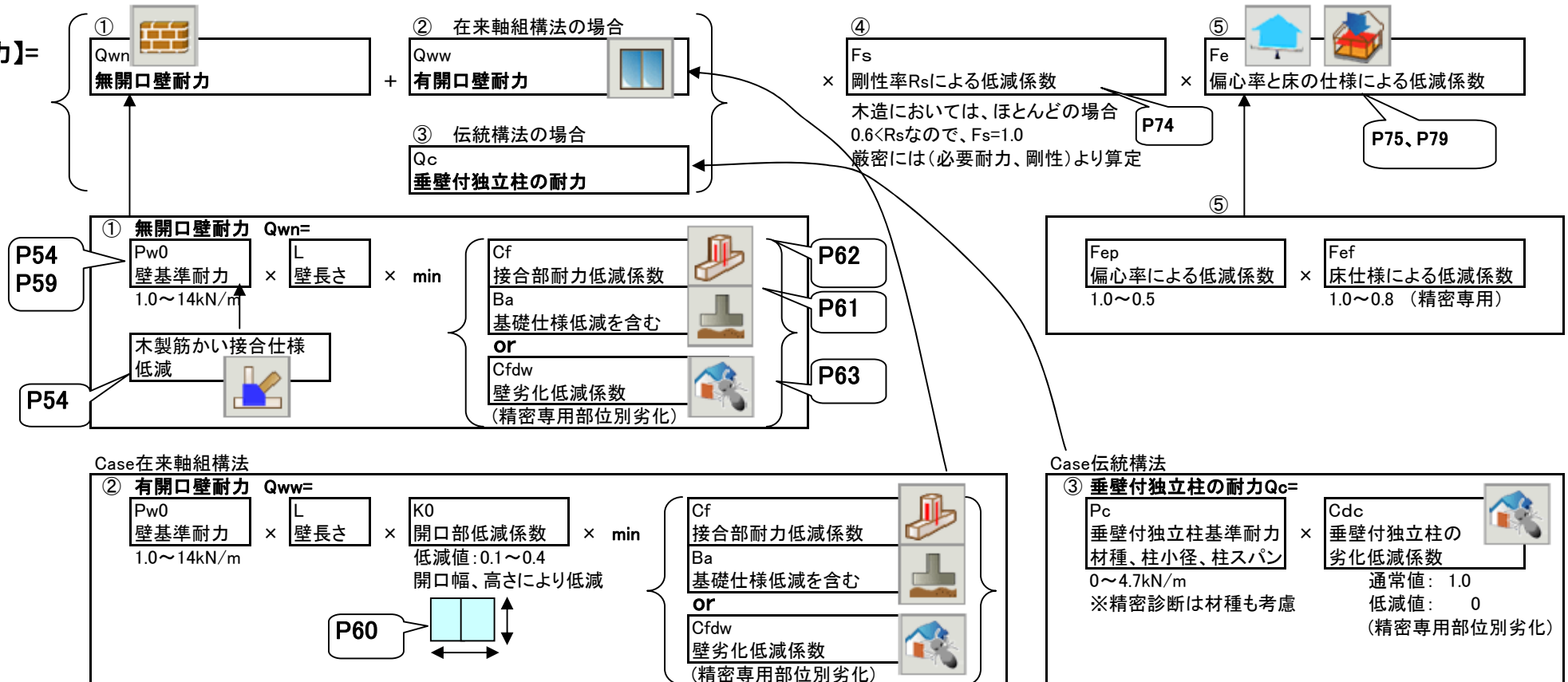


- ① 【床面積】 (m²)
- ② 【必要耐力係数】 (kN/m²) ... 床面積あたりの必要耐力 (kN/m²)
 建物の階数別
 建物の重さ別 (軽い建物、重い建物、非常に重い建物)
 Min: 0.28 Max: 2.07
- ③ 【建物の重さ】
 建物の重さ(主に、屋根材等により決定)により、【必要耐力係数】が決定される。
 [軽い建物]...石綿スレート板、鉄板葺
 [重い建物]...棧瓦葺 [軽い建物]の1.2倍~1.4倍割増
 [非常に重い建物]...土葺瓦屋根、土塗壁 [軽い建物]の1.7倍~2.2倍割増

P49: 床面積当たりの必要耐力係数
 ※一般診断の精算法に同じ

- ④ 【多雪区域加算】
 多雪区域では、積雪深により、積雪1mのとき0.26Z(kN/m²)、積雪2mのとき0.52Z(kN/m²)を必要耐力係数に加算する。
- ⑤ 【地震係数Z】
 令第88条に規定する地震地域係数
 [1.0]...多くの地域が1.0。東京都、関東各県、静岡県、他 [0.9]...秋田県、山形県、新潟県、他 [0.8]...山口県、佐賀県、長崎県、他 [0.7]...沖縄県のみ
- ⑥ 【軟弱地盤割増】
 地盤が著しく軟弱と思われる敷地の場合は、【必要耐力】を1.5倍する。
 通常値: 1.0 軟弱地盤: 1.5
- ⑦ 【形状割増】
 いずれかの階の短辺の長さが6.0m未満の場合、その階より下の階の必要耐力を割増する。
 通常値(6m以上): 1.0 4.0m以上6.0m未満: 1.15 4.0m未満: 1.3
- ⑧ 【混構造割増】
 1階部分が、鉄骨造または鉄筋コンクリート造の場合は、【必要耐力】を1.2倍する。
 通常値: 1.0 鉄骨造または鉄筋コンクリート造: 1.2

【保有耐力】= Q_d



Pw0 壁基準耐力
 間仕切壁、外壁の仕様別(下地材・仕上材、筋かい、面材等)の壁倍率。筋かい・壁下地材両面の値の和とする。
 合計値が14kN/mを超える場合は、14kN/mとする。

上部構造評点 算定式は、一般診断及び精密診断 ともに同一である。

【上部構造評点】= $\frac{\text{【保有耐力】 } Q_d}{\text{【必要耐力】 } Q_r}$

1.5以上	倒壊しない
1.0~1.5	一応倒壊しない
0.7~1.0	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

